

北九州市自転車活用推進計画（素案）について

平成29年5月に施行された「自転車活用推進法」においては、市町村は国や都道府県の計画を勘案し、地域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画を定めるように努めなければならない旨が規定されている。

平成30年6月に国、平成31年3月に福岡県が、それぞれ自転車活用推進計画を策定したことを受け、本市の自転車に関する現状と課題を踏まえ、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とした新たな計画を定めるもの。

1 計画策定の経過

- ・令和2年3月 自転車利用に関する市民アンケートの実施
- ・令和2年3～9月 北九州市自転車活用推進計画検討会の開催（計3回）

2 計画の主な内容

1) 計画期間

令和3年度から令和12年度まで（10年間）

※計画策定から概ね5年後を目途に効果検証し、見直しを行う。

2) 計画の内容

本市の自転車に関する現状と課題を踏まえ、自転車の活用を計画的に推進するため、4つの計画目標と16の施策を定めた。

- ・目標1 自転車を快適に利用できる環境づくり
- ・目標2 自転車を活用した市民の健康づくり
- ・目標3 自転車を活用した観光・賑わいづくり
- ・目標4 自転車を安全・安心に利用できる環境づくり

3 今後のスケジュール（予定）

- ・令和2年10月5日 建設建築委員会報告（計画素案の説明）
- ・令和2年10月6日 市民意見募集
～11月5日
- ・令和2年11月下旬 北九州市自転車活用推進計画検討会（第4回）
- ・令和2年12月 常任委員会報告（市民意見募集結果）
- ・令和3年1月 計画策定
- ・令和3年3月 議会報告